

委提第1号

庁舎建設基本設計にかかる設計と条件の整理を求める決議

会議規則第14条第2項の規定により、庁舎建設基本設計にかかる設計と条件の整理を求める決議を次のとおり提出する。

平成22年 3月19日 提出

庁舎建設特別委員会委員長 島野和夫

北本市議会議長 高橋節子様

庁舎建設基本設計にかかる設計と条件の整理を求める決議

北本市では、平成22年度予算に新庁舎建設にかかる「庁舎建設基本設計策定作業委託料」を計上したところである。

執行部は、平成22年第1回市議会定例会における総括質疑ならびに一般質問において、児童館は庁舎基本設計と整合性を図りながら、庁舎敷地内に計画したいと答弁している。また、本定例会中に開催された庁舎建設特別委員会において、新庁舎面積および建設費用を縮減するため、現在の第4庁舎を活用したいとの意向も示された。

庁舎建設基本設計策定業務の発注に際しては、設計と条件の整理が不可欠であることから、庁舎敷地内に別棟にて児童館を整備することと第4庁舎の活用を設計と条件に盛り込むことを確認し、庁舎建設基本設計策定業務を推進すること。

以上、決議する。

平成22年3月19日

北本市議会